

18600

00380

鳥取縣公報

昭和二十二年二月四日

火曜日

鳥取縣知事 林 敬

千七百八十一號

◇鳥取縣令第十四號

農地調整法施行細則を次のように定める。

昭和二十二年二月四日

農地調整法施行細則

第一條 農地調整法（以下法と稱する。）第三條の規定により農地の管理又は買取の申出をしようとする者は同條

の團体に對し管理にあつては様式第一號、買取にあつては様式第二號の申込書を提出しなければならない。

第二條 市町村農地委員會（以下委員會と稱する。）第一條の規定により農地の管理又は買取の申出をすべき團体を指定し

地調整法施行規則（以下規則と稱する。）第一條の規定によるとときは鳥取縣農地委員會（以下縣農地委員會

と稱する。）に對し豫め届けなければならない。

委員會は前項の規定により指定をしたときは當該市町村の公告式によつてその旨を公示しなければならない。

第三條 第一條の團体が農地の管理又は買取をしたときは様式第一號によりこれを知事に報告しなければならない。

第四條 農地調整法施行令（以下令と稱する。）第十條の自作農創設維持の事業によつて土地若しくは資金借受のあつ旋を受けようとする者又は資金を借受けようとする者はその住所のある市町村の令第十條の事業を行ふ團体又は委員會に對し様式第四號による申請書を提出しなければならない。

第五條 令第十條の事業を行ふ團体が規則第四條第一項第一號、第二號、第三號の規定による承認を受けようとするときはそび事由を具し申請書を知事に提出しなければならない。

第六條 令第十條の事業を行ふ團体又は委員會が規則第九條の規定により知事の承認を受けようとするときは様式第五號による申請書を提出しなければならない。

承認を受けた事業につき重大なる變更をしようとするとき亦同じである。

前項の書類の外知事は必要と認める書類の提出を命ずることがある。

第七條 前條の規定による承認を受けた團体又は委員會は翌年度六月十日迄に様式第六號による事業報告書を知事に提出しなければならない。

第八條 令第四條に規定する書面の交付を受けようとする者は様式第七號による申請書を當該農地の所在する市町村に設置されるる委員會に提出しなければならない。

委員會は前項の申請を處理しようときは左の各號によらなければならない。

一 事案の重要なものについては會議を開き又は知事の指示を受けること。

二 當該農地が小作地である場合には法第九條第三項、

第十一條 委員會が第八條、第九條及び規則第十四條の規定による申請を處理したときはその都度様式第十一號により處理狀況を知事に報告しなければならない。

第十二條 令第十四條に規定する事項について委員會に一つ旋を認めようとする者は書面をもつて申請しなければならない。但しやむを得ない場合に口頭を以て申請することができる。

第十三條 委員會が令第十五條第二項の規定により縣農地

委員會に處理の申出をしようとするときは事由を具し書面を以てこれをしなければならない。

第十四條 委員會が會議を開くに當りて會長に事故がある場合は委員のうち年齢もつとも多い者がこれを招集する

第十五條 委員會は法第十五條ノ二第二項の規定による會長の互選ができるときは知事にその旨を届出なければならない。

第十六條 法第十五條ノ二第八項の規定による委員を選任すべき旨を請求しようとするときは様式第十二號の同意書を知事に提出しなければならない。

第十七條 法第十五條ノ九第二項の規定による請求があつたときは市町村長は遲滞なくその旨を知事に届け出なければならぬ。

第十八條 法第十五條ノ二第八項の規定により知事が選任した委員が左の各號の一に該當するようになつたときは委員會の會長は遲滞なくその旨を知事に届け出なければならぬ。

一 死亡したとき。

00382

00381

二 職務を行うことができなくなつたとき。

三 その他法第十五條ノ二第三項の規定により選舉さ

れた總委員の同意によつて解任を相當と認めたとき。
十九條 令第三十一條但書の規定による許可を受けようとするときは様式十三號の申請書を知事に提出しなければならない。

一 委員の旅費及び宿泊料

二 臨時に雇はれた者の賃金

三 その他特別の行為をしたために要した費用

第二十一條 令第三十六條の規定により當事者の一方又は双方より左の費用につきその實費を徵集するこ

とができる。

第二十二條 委員會又は縣農地委員會が令第十四條又は令

第三十九條に規定する事項を處理したときは様式第十四號により翌月十日迄に法第十四條の規定による裁判所

の承認を受けたものである場合に限ること。
前項の書面は別に定めるものを除くの外様式第八號によること。

21年
上場

00383

に對する意見の申出をなしたときはその都度これを知事に報告しなければならない。

第二十三條 委員會は當該市町村が規則第四十一条第一項各號の一に該當するようになつたときは遲滞なくこの旨を知事に届け出なければならない。

第二十四條 委員會は會長及び委員に異動があつた場合は遅滞なく知事に届け出なければならない。

第二十五條 委員會及び縣農地委員會には左の帳簿を備付けなければならない。

一 委員名簿
二 議事録
三 議事規則
四 庄務日誌

第二十六條 法、令、規則及びこの細則の規定により知事に提出すべき書類は農地委員會又は縣農地委員會より提出するものを除くの外當該農地の所在する市町村に設置されたる委員會を經由して、これをしなければならぬ。

1 前項の場合において委員會は遲滞なく意見を附したれども知事又は縣農地委員會に進達しなければならない。この縣令は公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年四月鳥取縣令第三十一號農地調整法施行細則は、この縣令施行の日からこれを廢止する。

附 則

昭和二十一年七月鳥取縣令第三十一號農地作付統制細則及びこの縣令は公布の日からこれを施行する。

農地管理權返書

所 在 地 番 地 目 記	地 主 地 主 人 姓 名 印	管 理 小 作 料 希 望 す る 農 地 小 作 料 所 有 人 姓 名 印
右の農地の管理方をお願ひする。 年 月 日	年 月 日	年 月 日
右の農地の買取方をお願ひする。 年 月 日	年 月 日	年 月 日
右の農地の賣取方をお願ひする。 年 月 日	年 月 日	年 月 日
右の農地の賃貸借方をお願ひする。 年 月 日	年 月 日	年 月 日

00384

00385

市町村（團休名）長殿

住 所

氏 名 印

様式第二號

農地買取申込書

一 買取申出の事由
二 土地表示、小作人其の他土地に關し使用收益の權利を有する者の住所氏名等

右の農地の買取方をお願ひする。

年 月 日

住 所

氏 名 印

市町村（團休名）長殿

年 月 日

様式第三號

一 自作農創設あつ旋申請書（資金を要しないもの。）

二 昭和二十一年四月一日以後の團休長 氏 名 印
事務所の所在地

00391

計		其の二		計	
在所村町市名	地目	譲渡地價	定地價	反價	反價
別積額	譲渡地價	定地價	反價	反價	反價
圓圓圓圓圓圓	家屋施設	移住共同設施	價種類	價種類	價種類
圓圓圓圓圓圓	人定豫設	設創設創	棟價	人定豫設	設創設創
圓圓圓圓圓圓	賦拂金	代支賃貸資	金つ資	賦拂金	代支賃貸資
圓圓圓圓圓圓	の付の旋金	自已備考	考	の付の旋金	自已備考

- (四) 所有地を開発するもの
(イ)に準ること但し資金素地代の欄を除く

第三 計畫の實施方法

收支豫算書

入

科 目	本年度	前年度	增 減	備	考
縣補助金					

支 出		科 目		工事費	
人員	土小畠田計	豫算額	豫算額	本年度	前年度

様式第六號

自作農創設維持事業報告書

昭和 年において農地調整法施行細則第十條の承認をうけた自作農創設維持事業は別紙のようであるから農地調整法施行細則第七條の規定により報告する。

(一) 個人の既墾農地の自作農創設

事業報告書

(二) 自作農創設維持状況

人員	土小畠田計	豫算額	豫算額	本年度	前年度
人員	土小畠田計	豫算額	豫算額	本年度	前年度

施設	地	計	其の他	地

施設	地	維持農地	目	地	積	同上價格	債務額	借入資金額	備考

- 注意一 團体の一括購入により自作農創設せられたものは本表に含ませぬこと
二 其の他には採草地、薪炭林等を含まさることと
(以下同じ)

- 三 借入資金額には報償資金を含ませぬこと (以下同じ)

- 四 備考に借入資金の金融機関別の資金の種類別金額を記載すること。(以下同じ)

- (一) 團体の既墾農地の自作農創設

- (イ) 團体の一括購入せるもの

(三) 自作農維持

施設	地	維持農地	目	地	積	同上價格	債務額	借入資金額	備考

施設	地	維持農地	目	地	積	同上價格	債務額	借入資金額	備考

(四) 個人の開發農地の自作農創設

施設	地	維持農地	目	地	積	同上價格	債務額	借入資金額	備考

注意一 開發農地とは開發して自作地となつた土地及び

88800

00392

00397

農地調整法第十五條ノ二第八項の中立委員

農地調整法第十五條ノ二第三項の區分の一につき委員の欠けてゐる理由選任方申請する。

希望する中立委員の數及住所氏名

昭和

年 月 日

ト々農地委員會長

鳥取縣知事氏名殿

同意者

氏

名

印

同

同

同

同

様式第十三號

農地調整法施行令第三十一條但書の規定による認可申請書

左記の事由により、農地調整法施行令第三十一條本文の規定に拘らず會議を開く必要があるので認可方申請する。

鳥取縣知事氏名殿

00398

條例

◇鳥取縣告示第四十號

自作農創設特別措置法施行令第二條、同法施行規則第八條同法施行細則第四條、第五條及び第九條の規定による知事の指定する期日を次のように定める。

昭和二十二年二月四日

鳥取縣知事 林 敬 三

臨時鳥取縣民稅賦課徵收條例

臨時鳥取縣民稅賦課徵收條例を次のように定め公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年二月四日

鳥取縣知事 林 敬 三

臨時鳥取縣民稅賦課徵收條例

鳥取縣民稅賦課徵收條例第五條に規定する縣民稅の告知期日は昭和二十二年度分に限り三月十五日迄とする。

三 同法施行細則第四條の規定による知事の指定する期日

昭和二十二年三月三十一日

◇鳥取縣告示第三十九號

昭和二十二年四月鳥取縣告示第二百十號（農地調整法第四條ノ四第四號ノ規定ニ依リ指定スル區域）はこれを廢止する。

昭和二十二年二月四日

鳥取縣知事 林 敬 三

但し施行細則第九條の規定によるもので爾後該當する場合は其の都度

四 同法施行細則第五條の規定による知事の指定する期日

昭和二十二年三月三十一日

五 同法施行細則第九條の規定による知事の指定する期日

昭和二十二年三月三十一日

様式第十四號

市町村（縣）農地委員會處理事項報告書

次のように處理したいので報告する。

處理事項	處理結果の概要	備考
年 月 日	何々農地委員會長	

鳥取縣知事氏名殿

同意者

氏

名

印

同

同

同

同

三 その他参考となる事項

二 開くべき事由

一 農地調整法第十五條ノ二第三項の區分の一につき委員の欠けてゐる理由

彙報

◎官廳事項

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件

(連合國占領軍の占領目的に有害な行爲に對する處罰等に關する勅令)

(昭和二十一年十月二十九日本欄参照)

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件

昭和二十一年三月十七日

ニステロが昭和二十一年十月一日以後十月三十日迄の間沒收るべき宣傳用出版物として指定したものは以下の通りである。

宣傳用出版物沒收書名(第十二回)

書名	著者	發行所	發行所在地	發行日
海軍航空戰記	海軍航空本部監修 與亞日本社	東京都麁町區内幸町二ノ二ノ四	昭和十九年八月十日	
航空部隊	筑紫一郎 時代社	東京都牛込區早稻田鶴巻町三六一	昭和十四年九月一日	
陸軍への道	陸軍省報道部監修 旺文社	東京都牛込區横寺町五五	昭和十九年十二月十五日	
山田長政	平手朗 池田宣政	三省堂 東京都神田區神保町一ノ一	昭和十六年七月五日	
潛水艦戰記	吉田熊次 伏見猛彌	朝日新聞社 東京都麁町區有樂町二ノ三	昭和十九年七月三十日	
非常時局下に於ける青少年教育中卷	實業之日本社	東京都京橋區銀座西一ノ三	昭和十二年十二月一日	

00400

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件

昭和二十一年三月十七日

月二日

宣傳用出版物沒收書名(追加第十三) 昭和二十一年十二

一、皇兵

山中峯太郎(編)

同盟出版社(東京市神田區神保町一丁目四〇)

昭和十五年十一月二十三日發行

二、アメリカの戰略とその全貌

中島肇

覺書宛名 日本政府
經由 総戰連絡中央事務局
發信者 聯合國最高司令官
件名 宣傳用出版物の沒收に關する件
右覺書(昭和二十一年十月一日附及十一月七日附官報掲載済)に基き、新聞畫報放送課長米國陸軍少佐ジョン・J.少佐ジョン・J.コステロが昭和二十一年十月三十日以降十二月三日までの間、沒收されるべき宣傳用出版物として追加指定したもののは以下の通りである。

研文書院(東京市本郷區元町一丁目一)
昭和十七年十二月十五日

覺書宛名 日本政府
經由 総戰連絡中央事務局
發信者 聯合國最高司令官
件名 宣傳用出版物の沒收に關する件
右覺書(昭和三十一年十月二日、十一月七日、十二月十四日附官報掲載済)に基き、新聞畫報放送課長米國陸軍少佐ジョン・J.コステロが昭和二十一年十月三十一日以降十二月三日までの間、沒收されるべき宣傳用出版物として追加指定したもののは以下の通りである。

覺書宛名 日本政府
經由 総戰連絡中央事務局
發信者 聯合國最高司令官
件名 宣傳用出版物の沒收に關する件
右覺書(昭和三十一年十月二日、十一月七日、十二月十四日附官報掲載済)に基き、新聞畫報放送課長米國陸軍少佐ジョン・J.コステロが昭和二十一年十月三十一日以降十二月三日までの間、沒收されるべき宣傳用出版物として追加指定したもののは以下の通りである。

覺書宛名 日本政府
經由 総戰連絡中央事務局
發信者 聯合國最高司令官
件名 宣傳用出版物の沒收に關する件
右覺書(昭和三十一年十月二日、十一月七日、十二月十四日附官報掲載済)に基き、新聞畫報放送課長米國陸軍少佐ジョン・J.コステロが昭和二十一年十月三十一日以降十二月三日までの間、沒收されるべき宣傳用出版物として追加指定したもののは以下の通りである。

覺書宛名 日本政府
經由 総戰連絡中央事務局
發信者 聯合國最高司令官
件名 宣傳用出版物の沒收に關する件
右覺書(昭和三十一年十月二日、十一月七日、十二月十四日附官報掲載済)に基き、新聞畫報放送課長米國陸軍少佐ジョン・J.コステロが昭和二十一年十月三十一日以降十二月三日までの間、沒收されるべき宣傳用出版物として追加指定したもののは以下の通りである。

三、軍縮の不安と太平洋戦

平田晋策

天人社（東京市神田區表神保町十）

昭和十五年五月三十日

四、戦争の神々

田中喜四郎

日本社（廣島縣宇品町七三〔四〕）

昭和十三年四月三日

五、世界を脅威するアメリカニズム

池崎忠孝

天人社（東京市神田區表神保町一〇）

昭和五年四月十七日

六、米國の太平洋戦備

中村秋季

新生堂（東京市神田區北神保町一）

昭和七年十一月二十一日

七、大東亞戰爭海軍戰記

大本營海軍報道部（編者）

佐藤慶治郎

日本書院出版部（東京市麹町區三丁目二）

八、陸軍軍縮と米露の東亞經綸

橋一郎

山東社（東京市神田區三崎町三ノ二五）

九、帝國主義アメリカ

松枝保一

農民社代理部（東京市芝區琴平町二）

一〇、戰線一萬里

昭和六年九月十五日

日本航空婦人協會（東京市中野區本町通五丁目一八）

昭和六年十一月九日

一、興亞日本社（東京市麹町區内幸町二丁目二ノ四）

八、動く世界と我が國軍の立場

日本航空婦人協會編輯部（編著）

昭和十八年五月二十七日

日本航空婦人協會（東京市中野區本町通五丁目一八）

昭和六年十一月九日

九、帝國主義アメリカ

松枝保一

農民社代理部（東京市芝區琴平町二）

一〇、戰線一萬里

日本書院出版部（東京市麹町區三丁目二）

一一、陸軍軍縮と米露の東亞經綸

橋一郎

佐藤慶治郎

日本書院出版部（東京市麹町區三丁目二）

一二、陸軍軍縮と米露の東亞經綸

橋一郎

日本書院出版部（東京市麹町區三丁目二）

一三、日本の理想

中河興一

日本書院出版部（東京市麹町區三丁目二）

一四、世界新秩序建設のために

白水社（東京市神田區小川町三ノ八）

昭和十三年六月四日

一五、太平洋民族誌

岩波書店（東京市神田區一ツ橋二丁目三）

昭和十六年七月二十六日

一六、海南島より佛印へ

井出達也

一七、松岡輝雄

日本書院出版部（東京市麹町區三丁目二）

一八、ナチス政治經濟讀本

多田潔譯

日本書院出版部（東京市麹町區三丁目二）

一九、太平洋戰略論

池崎忠孝

新光社（東京市神田區錦町一丁目一九）

昭和八年七月五日

二〇、帝國國防の危機

佐藤清勝

日本書院出版部（東京市赤坂區田町三丁目一）

昭和六年八月一日

00402

00400

00400

二二、日米戰爭の勝敗

基上一文

墨社（東京市本郷區弓町一丁目二五）

昭和七年十一月八日

二三、オイツ制空の歴史

アル・ザイリアムズ（著）深澤正策（譯）

河北書房（東京市神田區西神田二ノ四）

昭和十六年七月二十日

二三、大東亞戰爭と帝國海軍

大本營海軍報道部（編）

興亞日本社（東京市麹町區内幸町二丁目二ノ四）

昭和十七年五月廿一日

二四、世界戦と日本

末次信正

平凡社（東京市日本橋區吳服橋三ノ五）

昭和十六年十月十九日

二五、轉換日本の針路

石原廣一郎

昭和十七年五月廿一日

二九、日本の危機

大谷隼人

森山書店（東京市神田區ビル三〇六區）

昭和十五年九月十八日

二八、太平洋の夢

室伏高信

青年書房（東京市神田區小川町二ノ一〇）

昭和十五年九月十八日

二七、國防國家と臣道實踐

木嶋一光

太東亞出版社（東京市芝區公園七號地一〇）

昭和十六年一月二十日

三省堂（東京市神田區神保町一ノ一）

昭和十五年十二月十六日

宗孝社（東京市神田區仲猿樂町一七）

昭和七年四月二十四日

昭和六年一月二十一日

三四、戰車戰記

宮本武林堂書店

昭和五年七月十日

20100

